

一人ひとりが輝くまち ①6

2003~2012
国連識字の10年

みでの人々に教育を

アイヌの人々の人権

歴史を正しく理解し偏見を取り除きましょう

カムイは「神々」、シ
レトコは「地の果て」を
表すアイヌの人々の言葉
です。アイヌの人々は固
有の言語、伝統的な儀式や
祭事など、独自の風習や文
化を持っています。

しかし19世紀後半、北海道で
の開発を推し進める明治政府
は、一方的に土地を奪い、アイ
ヌ語の使用や風習までも禁止し
ました。川で魚を捕れば「密
漁」、山で木を切れば「盗伐」と
され、伝統的な生活様式はこと
ごとく破壊され、アイヌの人々
の人権は奪われてきました。

戦後、日本は民主国家に生ま
れ変わりましたが、アイヌの人
々を日本人に同化させる政策
は続けられ、昭和61年(1986
年)には当時の総理大臣により、
「日本は単一民族国家」という民
族の存在そのものまでも否定す
るような発言が飛び出しました。

このような歴史を背景に、民
族としての誇りが尊重される社
会の実現のため、「アイヌ新法

(※)が平成9年(1997
年)に制定され、また先月6日
には、アイヌの人々を先住民族
として認める国会決議が採択さ
れました。しかし依然として、
就職、教育や結婚問題などでア
イヌの人々への偏見や差別は根
強く残っています。

私たちが正しく理解すべきこ
とは、まぎれもなくアイヌの
人々は日本に先住していた民族
であり、今も民族の誇りと自覚
をもって生活しているというこ
とです。

今後、わが国はますます国際
化が進み、あらゆる民族との関
わりが広がっていきます。私た
ちが取り組まなければならない
ことは、自分と異なるものを排
除するのではなく、文化の違い
を認め合い、共存できる社会を
つくりあげていくことです。

※アイヌ新法：アイヌ文化の振
興並びにアイヌの伝統等に関す
る知識の普及及び啓発に関する
法律。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学5年生の作品)

勇気出し やめてと一言 いい出そう



告知義務違反と言われ、
保険金が支払われない

相談内容

生命保険を契約するとき、
持病で通院していたが、大し
たことはなかったし、生命保
険の外交員には伝えたので、
告知書には記入しなかった。
ところが、その後、持病が悪
化し、手術・入院した。入院
給付金の申請をしたら「告知
義務違反既往症をごまかし
ている」があったので給付金
は支払えないし、契約は解除
します」と言われた。納得で
きない。

アドバイス

生命保険を契約するとき
は、過去の病歴、現在の健康
状態、職業などを告知書や医
師の質問に対して、ありのま
まに告げる義務があります。
これを告知義務といいま
す。告知した内容が事実と異
なる場合、告知義務違反とな

消費生活相談

り契約が解除されます。
この相談の場合、相談者は
持病のことを、外交員には告
げていたので、告知をしてい
ると思込んでいました。口
頭で外交員に伝えただけでは
告知したことはなりません。
よって支払事由が発生し
ても、保険金や給付金はもら
えません。告知書への記入を
促さなかった外交員に非常に
問題はありますが、証拠がな
く、実証するのは困難です。
このようなトラブルを防ぐ
ためにも契約前には、十分に
内容を確認しましょう。ま
た、病歴や健康状態は正しく
記入しましょう。

消費生活相談室
☎0848676410

とき 21日(月)を除く月、
金曜日10時~12時、
13時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

7月の消費生活巡回相談
11日(金)14時~16時
本郷支所
18日(金)14時~16時
久井支所
25日(金)10時~12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072 FAX 0
84864103



女性の人権ホットライン
子どもの人権110番

☎0570・070・810
☎0120・007・110

いずれも21日(月)を除く月~金曜日
8時30分~17時15分